

## 今さら暗い趣味の電波法とは・・・

昔、知人に「趣味は何？」って聞かれた事がある。「アマチュア無線をやってるよ」「へ～、案外暗いんだ」の答え。そう言われれば、そうかも知れない、無線機の前でヘッドホンして、黙々と左の手首を動かして、時には一人でニヤニヤ薄笑いを、アマチュア無線を知らない者から見れば、どうも気持ちの悪い人間で有るかも知れない。お心当たりのOMさんも多い事だと思うが・・・ フォーンにしても形としては変わら無いが、一人で喋ってる。スピーカーに切り替えて、初めて誰かと喋ってる事が理解して貰える。

「誰と話してるの?」「知らない人」「知らない人となんで?」「なんで、聞かれても・・・その内友達に成るから」答えに成らないような答えでもある。別に友達が居ない訳では無いし、趣味も他に色々あるが、この趣味は案外閉じこもった人間のやる事かも知れない。

大いに外で遊んで居る時は遊んで居るが、この時間だけはどうも、一人が良い。そんな訳で、今も続いている。「面白いのか?」と聞かれれば、答えは「たのしい!」と答える。面白いと楽しいは同じようだが、チョット違う。キングオブホビーと言われる根拠がここに有る。恐らく、私は死ぬまで続くと思う。

今は、誰もそんな事は言わない。アマチュア無線も一般的に知られる存在と成り、災害が有った場合等、非常の通信手段と成って、公に貢献している。今、又同じ事を聞かれる。「趣味は何をして居ますか?」「アマチュア無線です」「へ～、高尚な趣味ですね」そう、高尚な趣味なんです、世界に向けて電波を出す訳ですから、当然制約も有るが、技術も伴う、資格も必要、頭に鉢巻きと迄は行かないが、資格を得る為に必死で勉強して、国家試験に合格して、世界に、たった一つの名前(コールサイン)を頂いて、そんな難関を突破して来ているからこそ、今も続いているのかも知れない。今は講習を受けて、修了試験に合格すれば、免許は頂ける。

OM諸氏は言う、「免許の程度が違うよ」確かに講習を受ければ、100%が合格出来る。免許を買うようなものである。「今は、オームの法則が解れば誰でもやれる」うなずける所でも有るかな? 今の免許状はカードで、昔は、小型の手帳の様な物、その前は、小さいが賞状の物だった。OM諸氏は免許状その物の事を言うのだろうか? 変わっても資格は資格で有る。手にすれば誰もが同じ、アマチュア局である。階級は有るがアマチュア局に変わりはない。そんな中、やめてしまう局も、最近では沢山ある事は残念で成らない。頭に鉢巻き迄で行った訳では無いにしろ、講習を受けて居た当時は多少なりとも、勉強した筈、開局当時はアクティブにマイクを握って声を出し、て居ただろうが、いとも、簡単に「飽きちゃった」マイク持って喋って居るだけでは、飽きるのは無理の無い話かも知れぬが、アクティブなのは、アンカーと呼ばれる輩、こちらの方は、飽きないようでありまして、大抵は違法無線が盛況の時代、取り締まりが厳しく成って、アマチュアのバンド内に潜り込んで来た。案外オームの法則は?

JARLの制定バンドが有る中、CW帯であれ、ssb帯であれ、FM帯であれ、レピーター帯であれ、衛星帯であれ、何でもあれ、ヘッタクレも無い。そんな連中に電波法も何も無い。注意するにも、「通信の相手方」はアマチュア局と免許には記載されている。アマチュア局で無いから、注意するのに声を掛けたら、こちらが違反に成る。違法無線であるCB無線の、取り締まりが厳しい頃、取り締まりにあつて、車の窓からマイクを投げ捨て言い訳は、「ラジオ代わりに聞いて居るだけ」マイクが無ければラジオ? 当時の電波法では「資格の無い物はその設備を操作しては成らない」聞いて居るだけには入らない訳だが、じゃ、無線機のスイッチを入れるのは操作じゃ無いのかな? いや、これもエンジンをかけるメインスイッチと同じ回路にして居れば、エンジンをかけると同時に無線機のスイッチが入るので、操作の範囲は、車の操作に成る。

その後、電波法は変わって、「資格の持たない者は、その設備を設置しては成らない」取り付けただけで違法と成る。今度は言い逃れは出来ない。罰則も厳しく成って、10年以下の懲役、もしくは50万円の科料、と有っては捕まったら講習を受けて免許を貰った方、が安上がり、無線機も買える。それでも、後を絶たない。フレミングの左手の法則は判って居るが? オームが判らん免許を持った正当なアマチュア局が電波使用料と成る税金を払って、遠慮して隙間を狙って使って居る困った時代に成ったもの。取り締まりにデューラスと言った探索装置も有るが、一向に奏は成していない様な気がする。喋る事しか知らない者に、電波法は必要ないし、言っても判らない。でも、立派な犯罪では有る。資格を持って居る者でさえ判らない電波法も有る。

勿論、アマチュアの範囲の電波法の本は義務で有る以上、備え付けては居るが、「歌を歌い続けては成らない」の文言が有ったが、解釈に困っている。歌い続けると言う事は、最初から終わりまで? 一般に言う、1番から3番まで有る歌なら最後まで、と言う事かな? 1番から、2番までなら、途中だから許される?

解釈の範囲、1番だけでも続ける内に入れば違法、今や政治の世界でも、法の解釈で範囲を広げるで、揉めている様だが、資格の無い者がマイクの後ろで喋っても相手には聞こえるが、雑音と見なされてい。その雑音に対しては返事が来る。

いやはや、解釈にも範囲がハッキリしない。

何方が詳しい方にご教授願いたい。深く考えない方が良いかも知れない。深く考えたら眠れなく成る。

他にも、まだまだ有ると思うが、電波法を勉強すれば、面白い事が発見出来るかも知れないが・・・余計な話かも知れないが・・・